

青森県報

第二百六十二号

令和三年
一月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……一
 - 保安林の指定施業要件の変更……………(林政課) ……一
 - 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(整備課) ……二
 - 公共測量の実施……………(監理課) ……二
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
 - 漁船保険付保義務の発生……………(西北地域) ……三
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正……………(事務局) ……三
 - 右 同……………(事務局) ……四
 - 右 同……………(事務局) ……五
 - 右 同……………(事務局) ……七

告

示

青森県告示第三十七号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定によ

り次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

令和三年一月二十日に行った褒賞

青森山田高等学校サッカー部

令和二年度第九十九回全国高等学校サッカー選手権大会において、準優勝の偉業を成し遂げ郷土に名誉と誇りをもたらし県民に勇気と感動を与えた事績まことに顕著であります。

青森県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡外ヶ浜町字平館野田才の神三一の九、三一の一八、三四の一、三四の四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜

町役場に備え置いて縦覧に供する。(

青森県告示第三十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十五年十二月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、令和三年一月十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで東通村役場に備え置いて縦覧に供される。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡東通村大字白糠字浜通一四一番及び一三九番の地先公有水面

2 区域

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第一項第一号の規定による

国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線、⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・七九七メートル)における公有水面と東防波堤との境界線及び①の地点と⑦の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(T・P・プラス〇・七九七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス一二六四〇八・一〇六

②の地点 Y座標 プラス四七一・一六・一六八
X座標 プラス一二六三八七・二〇三

③の地点 Y座標 プラス四七二八七・五七八
X座標 プラス一二六三一・二・六五二

④の地点 Y座標 プラス四七二七八・五一九
X座標 プラス一二六三二七・五〇三

⑤の地点 Y座標 プラス四七一五六・三五五
X座標 プラス一二六一五八・二三四

⑥の地点 Y座標 プラス四七一三六・二九四
X座標 プラス一二六一六四・〇八二

⑦の地点 Y座標 プラス四七〇八八・五七七
X座標 プラス一二六三三一・九一九

3 面積

二一、二九七・四六平方メートル

青森県告示第四十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

八戸市

二 測量の種類

公共測量(三級基準点測量作業)

三 測量の期間

令和三年一月二十五日から同年三月二十五日まで

四 測量の地域

八戸市旭ヶ丘五丁目地内及び八戸市沼館一丁目地内

三級基準点 各一点

青森県告示第四十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

筒井支店 青森市筒井三丁目

及び

白銀支店岬白銀出張所

八戸市白銀台四丁目

を削る。

青森県告示第四十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九二 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三	大間越
川村 幹文 中村 正太郎 中村 利男	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社桜創建
- 二 代表者の氏名 櫻庭藍
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市北美町二丁目五八の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二八）第二〇〇六九八号
- 五 取消年月日 令和二年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和二年十一月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四号

令和元年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第五十号（政治資金規正法によ

る政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和三年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成30年分(2)国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)の「ア」統括表津島淳後援会の項中

33,366,224
17,843,224
15,523,000
6,799,273

33,762,224
17,843,224
15,919,000
6,874,689

を
に訂正する。

197,663
148,360
1,119,923
1,465,946
555,878
4,777,449
4,777,449
4,777,449
5,333,327

197,663
157,596
1,119,923
1,475,182
622,058
4,777,449
3,184,541
1,592,908
5,399,507

政治団体の収支報告書の要旨の平成30年分(2)国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)の「イ」事業収入の内訳の表中

津島淳後援会	つしま淳新春の集い(むつ市)	1,197,000
	つしま淳新春の集い(青森市)	7,083,000
	津島淳政経フォーラム	7,243,000

を

津島淳後援会	つしま淳新春の集い(むつ市)	1,593,000
	つしま淳新春の集い(青森市)	7,083,000
	津島淳政経フォーラム	7,243,000

に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第五号

令和元年十一月二十九日青森県選挙管理委員会告示第五十一号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和三年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政治団体の収支報告書の要旨の(1)政党の支部(解散分)の「ア」統括表令和元年自由民主党青森県八戸市第六支部の項中

500,000
500,000
500,000
500,000
500,000
500,000
500,000
500,000
500,000

を
に訂正する。

を
に訂正する。

359,080

359,080

359,080

359,080

政治団体の収支報告書の要旨の令和元年分(1)政党の支部の(土)本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

自由民主党名川支部	自由民主党青森県三戸郡第二支部	200,000
	自由民主党青森県第二選挙区支部	300,000
	自由民主党青森県第三選挙区支部	350,000
	自民党青森県支部連合会	30,000

自由民主党名川支部	自由民主党青森県三戸郡第二支部	200,000
	自由民主党青森県第二選挙区支部	650,000

自由民主党百石支部	自由民主党青森県第二選挙区支部	650,000
自由民主党横浜町支部	自由民主党青森県支部連合会	550,000

自由民主党百石支部	自由民主党青森県第二選挙区支部	650,000
-----------	-----------------	---------

自由民主党森田支部	自由民主党青森県第三選挙区支部	300,000
	自由民主党青森県上北郡第一支部	50,000
	自由民主党青森県第一選挙区支部	500,000

自由民主党六ヶ所村支部	自由民主党青森県上北郡第一支部	250,000
	自由民主党青森県第一選挙区支部	250,000

自由民主党六ヶ所村支部	自由民主党青森県第一選挙区支部	500,000
-------------	-----------------	---------

政治団体の収支報告書の要旨の令和元年分(2)国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)の「統計表津島淳後援会の項中

41,797,951	43,492,535
26,566,951	26,887,535
15,231,000	16,605,000
6,684,216	7,200,635

15,231,000	16,605,000
------------	------------

84,974	131,362
215,480	228,096
1,108,043	1,108,043
1,408,497	1,467,501

に訂正する。

に

を

に訂正する。

を

160,090	617,505
5,115,197	5,115,197
337,200	337,200
3,215,903	3,215,903
1,562,094	1,562,094
432	432
5,275,719	5,733,134

政治団体の収支報告書の要旨の令和元年分(2)国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。)の(イ)事業収入の内訳の表中

津島淳後援会	つしま淳新年互礼会	8,251,000
	つしま淳第4回政経フォーラム	6,980,000

を

津島淳後援会	つしま淳新年互礼会	8,251,000
	つしま淳第4回政経フォーラム	6,980,000
	つしま淳新春の集い	1,374,000

に訂正する。

政治団体の収支報告書の要旨の令和元年分(4)その他の政治団体のア統括表青森県農村整備推進連盟の項中

4,015,703	4,377,517
4,015,703	4,377,517
3,446,408	3,808,222
3,966,000	3,966,000
610,000	610,000
3,356,000	3,356,000
3,966,000	3,966,000

49,703	411,517
180,000	180,000
215,330	215,330
395,330	395,330
669,925	669,925
2,231,153	2,592,967
150,000	150,000
3,051,078	3,412,892

を

に訂正する。

政治団体の収支報告書の要旨の令和元年分(4)その他の政治団体の(ホ)その他の収入の内訳の表中

政治団体の名称	摘	要	金額(円)
税理士による津島淳後援会	青森県税理士政治連盟活動経費補助金		150,000

を

政治団体の名称	摘	要	金額(円)
青森県農村整備推進連盟	金銭以外のものによる寄附相当分		320,760
税理士による津島淳後援会	青森県税理士政治連盟活動経費補助金		150,000

に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第七号

令和二年十一月二十七日青森県選挙管理委員会告示第五十三号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

令和三年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政治団体の収支報告書の要旨の(1)政党の支部(解散分)のア統括表令和2年国民民主党青森原総支部連合会の項中

60,333,161	60,333,162
37,734,827	37,734,827
22,598,334	22,598,335
58,319,393	58,319,393
2,892,000	2,892,000
1,910	1,910
980,000	980,000
580,000	580,000
400,000	400,000
980,000	980,000
18,716,000	18,716,000
10,334	10,335
18,800,761	18,800,761
263,131	263,131
1,037,499	1,037,499
2,128,563	2,128,563
22,229,954	22,229,954
1,597,442	1,597,442
1,400,000	1,400,000
7,835,013	7,835,013
3,452,800	3,452,800
4,382,213	4,382,213
7,240	7,240
25,249,744	25,249,744
36,089,439	36,089,439
12,100	12,100

を

に訂正する。

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円